



発行
東京都

目次

告示

- 平成二十年東京都告示第千一百一号（東京都震災対策条例による救出及び救助の活動拠点の指定）の一部改正……………（総務局総合防災部防災計画課）：一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）：二
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）：三
- 建築基準法による一定の一団地の土地の区域……………（同）：三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）：三
- 路外駐車場の供用の休止……………（建設局道路管理部管理課）：四
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………四
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………四
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合）にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………五

告示

●東京都告示第八百十六号

平成二十年東京都告示第千一百一号（東京都震災対策条例による救出及び救助の活動拠点の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年七月十二日

東京都知事 小池百合子

別表一を次のように改める。

別表一

救出及び救助の活動拠点（救出・救助部隊の活動拠点）

名称	所在地
白髭東地区及び汐入公園（空地）	墨田区堤通二丁目地内
東京都立本場公園（多目的広場）	江東区平野四丁目地内
東京都立駒沢オリンピック公園（陸上競技場）	目黒区東が丘二丁目及び世田谷区駒沢公園各地内
東京都立砧公園（野球場）	世田谷区砧公園地内
東京都立代々木公園（陸上競技場）	渋谷区神南二丁目地内
東京都立和田堀公園（競技場）	杉並区大宮二丁目地内

東京都立城北中央公園（競技場）	板橋区桜川一丁目及び練馬区水川台一丁目各地内
東京都立舎人公園（陸上競技場）	足立区舎人公園地内
東京都立水元公園（駐車場）	葛飾区水元公園地内
東京都立葛西臨海公園（第三駐車場）	江戸川区臨海町六丁目地内
東京都立篠崎公園（野球場）	江戸川区上篠崎一丁目地内
八王子市立上柚木公園（陸上競技場）	八王子市上柚木二丁目地内
北野多目的広場（多目的広場）	八王子市北野町地内
八王子市立富士森公園（陸上競技場）	八王子市台町二丁目地内
八王子市滝ガ原運動場（グラウンド）	八王子市高月町地内
東京都立武蔵野中央公園（原っぱ広場）	武蔵野市八幡町二丁目地内
青梅スタジアム（野球場）	青梅市今井五丁目地内
東京都立武蔵野の森公園（朝日サッカー場）	府中市朝日町三丁目地内
東京都立府中の森公園（サッカー場）	府中市浅間町一丁目地内
東京都立神代植物公園（芝生広場）	調布市深大寺元町五丁目地内
東京都立小金井公園（いこいの広場）	小金井市関野町二丁目地内
多摩川グラウンド（河川敷）	日野市万願寺一丁目地先内

練馬清掃工場	板橋清掃工場	北清掃工場	豊島清掃工場	杉並清掃工場	渋谷清掃工場	千歳清掃工場	世田谷清掃工場	多摩川清掃工場	大田清掃工場	目黒清掃工場	品川清掃工場	新江東清掃工場	有明清掃工場	墨田清掃工場	港清掃工場	中央清掃工場	東京都立秋留台公園 （陸上競技場）	多摩市立陸上競技場 （陸上競技場）	東京都立東大和南公園 （陸上競技場）	多摩川緑地公園グラ ンド（野球場）
練馬区谷原六丁目十番十一号	板橋区高島平九丁目四十八番一号	北区志茂一丁目二番三十六号	豊島区上池袋二丁目五番一号	杉並区高井戸東三丁目七番六号	渋谷区東一丁目三十五番一号	世田谷区八幡山二丁目七番一号	世田谷区大蔵一丁目一番一号	大田区下丸子二丁目三十三番一号	大田区京浜島三丁目六番一号	目黒区三田二丁目十九番四十三号	品川区八潮一丁目四番一号	江東区夢の島三丁目一番一号	江東区有明二丁目三番十号	墨田区東墨田一丁目十番二十三号	港区港南五丁目七番一号	中央区晴海五丁目二番一号	あきる野市二宮地内	多摩市諏訪四丁目地内	東大和市桜が丘三丁目地内	狛江市猪方四丁目地内

光が丘清掃工場	足立清掃工場	葛飾清掃工場	江戸川清掃工場	昭島市環境部清掃センター	柳泉園クリーンポ ート、厚生施設野 球場及び学童野 球場並びに柳 泉園組合緑地公 園	多摩ニュータウン環 境組合 多摩清掃工 場
練馬区光が丘五丁目三番一号	足立区西保木間四丁目七番一号	葛飾区水元一丁目二十番一号	江戸川区江戸川二丁目十番地	昭島市中町四丁目三番十四号	東久留米市下里四丁目三番十号外	多摩市唐木田二丁目一番地一

別表二を次のように改める。

別表二

救出及び救助の活動拠点（ライフライン復旧活動拠点）

名 称	所在地
中央清掃工場	中央区晴海五丁目二番一号
港清掃工場	港区港南五丁目七番一号
墨田清掃工場	墨田区東墨田一丁目十番二十三号
有明清掃工場	江東区有明二丁目三番十号
新江東清掃工場	江東区夢の島三丁目一番一号
品川清掃工場	品川区八潮一丁目四番一号
目黒清掃工場	目黒区三田二丁目十九番四十三号
大田清掃工場	大田区京浜島三丁目六番一号
多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目三十三番一号

世田谷清掃工場	千歳清掃工場	渋谷清掃工場	杉並清掃工場	豊島清掃工場	北清掃工場	板橋清掃工場	練馬清掃工場	光が丘清掃工場	足立清掃工場	葛飾清掃工場	江戸川清掃工場	昭島市環境部清掃センター	柳泉園クリーンポ ート、厚生施設野 球場及び学童野 球場並びに柳 泉園組合緑地公 園	多摩ニュータウン環 境組合 多摩清掃工 場
世田谷区大蔵一丁目一番一号	世田谷区八幡山二丁目七番一号	渋谷区東一丁目三十五番一号	杉並区高井戸東三丁目七番六号	豊島区上池袋二丁目五番一号	北区志茂一丁目二番三十六号	板橋区高島平九丁目四十八番一号	練馬区谷原六丁目十番十一号	練馬区光が丘五丁目三番一号	足立区西保木間四丁目七番一号	葛飾区水元一丁目二十番一号	江戸川区江戸川二丁目十番地	昭島市中町四丁目三番十四号	東久留米市下里四丁目三番十号外	多摩市唐木田二丁目一番地一

●東京都告示第八百十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八
条第一項の規定に基づき渋谷二丁目西地区市街地再開発組
合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項

において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

渋谷二丁目西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和五年一月十六日から令和十二年十二月三十一日まで

三 施行地区

渋谷区渋谷二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

渋谷区渋谷二丁目十四番六号第二かわなビル五階

令和五年一月十六日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年七月十二日

●東京都告示第八百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年七月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番

取消年月日

小金井市前原町三丁目三百四十九番一 令和六年六月十

の一部、同番一地先、同番二から同番 七日
六まで、三百五十八番十二、同番十四、
同番四十三、同番四十五、同番五十三、
同番五十四、同番五十五の一部及び千
三十七番十八

●東京都告示第八百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年七月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

小金井市前原町三丁目三百四十九番 令和六年六月十

一の一部、同番六、三百五十八番十 七日

二、同番十四、同番四十五、同番五

十三及び千三十七番十八

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花

小金井一丁目六番二十号）

●東京都告示第八百二十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

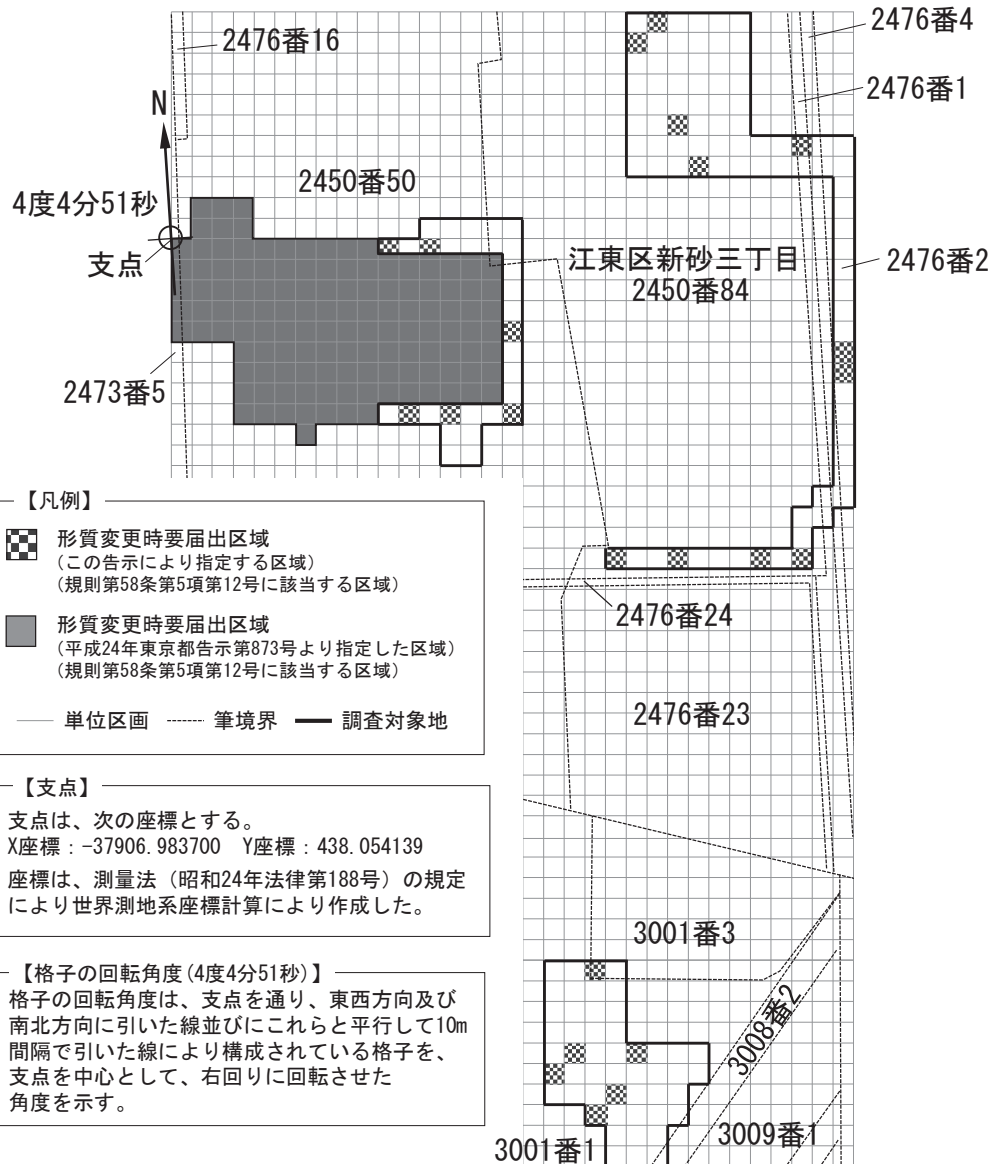
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



【凡例】

- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成24年東京都告示第873号より指定した区域)
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- 単位区画 筆境界 調査対象地

【支点】

支点は、次の座標とする。
X座標：-37906.983700 Y座標：438.054139
座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により世界測地系座標計算により作成した。

【格子の回転角度（4度4分51秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二十一号

東京都駐車場条例（昭和三十三年東京都条例第七十七号）第十四条の八第一項の規定により路外駐車場の供用を休止するので、同条第二項の規定により、次のように告示する。

令和六年七月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 東京都東銀座駐車場

二 休止期間 令和六年七月十八日午後四時から令和八年四月二十三日午前十時まで

三 理由 改修工事のため

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年七月十二日

東京都選挙管理委員会

二二〇、六六三

●東京都選挙管理委員会告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における

る選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年七月十二日

東京都選挙管理委員会

一、五四一、六四二

●東京都選挙管理委員会告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年七月十二日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区 18,341
中央区選挙区 48,067
港区選挙区 69,310
新宿区選挙区 91,605
文京区選挙区 62,115
台東区選挙区 58,541
墨田区選挙区 79,724

江東区選挙区 138,617
品川区選挙区 113,921
田黒区選挙区 78,468
大田区選挙区 170,054
世田谷区選挙区 195,514
渋谷区選挙区 64,457
中野区選挙区 94,730
杉並区選挙区 147,832
豊島区選挙区 77,101
北区選挙区 96,984
荒川区選挙区 57,449
板橋区選挙区 145,974
練馬区選挙区 170,181
足立区選挙区 162,019
葛飾区選挙区 127,795
江戸川区選挙区 159,520
八王子市選挙区 145,611
立川市選挙区 51,845
武蔵野市選挙区 41,463
三鷹市選挙区 52,863
青梅市選挙区 37,166
府中市選挙区 72,245
昭島市選挙区 31,736
町田市選挙区 120,646
小金井市選挙区 34,568
小平市選挙区 53,973
日野市選挙区 52,422
西東京市選挙区 57,125

西多摩選挙区 68,370
南多摩選挙区 67,447
北多摩第一選挙区 85,813
北多摩第二選挙区 57,124
北多摩第三選挙区 90,026
北多摩第四選挙区 53,626
島部選挙区 6,684

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 号 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051